

# 2024 年度横浜市立大学

## 新入生歓迎・新規構成員勧誘活動レギュレーション素案

Ver.1.0.0 (2024.2.3)

横浜市立大学学生自治会中央委員会 執行部 新歓事業部

### このレギュレーションについて

このレギュレーションは、大学に入学する全ての新入生を脅威から保護することを最大の目的として設定しています。また、新歓活動を行う団体間の公正性を確保することも、本レギュレーションの設定目的の一つです。

以上の目的のため、このレギュレーションを遵守することを、横浜市立大学学生自治会中央委員会及び碧水会の全自治会員と横浜市立大学の全公認団体に求めます。

違反した団体や学生は公認取り消しやサークル降格、連合会除名、公認申請の却下、活動停止などのペナルティを受ける場合があります。

このレギュレーションは破棄または更新の決定がなされない限り有効です。レギュレーションが更新された場合は、その旨と閲覧方法を中央委員会掲示板(YCU スクエア 1F)に掲示します。また、公認団体には連合会経由やメールで伝達する他、中央委員会 SNS や HP にその旨を掲示しますので、情報を常にご確認ください。連絡を見落とした上で、更新されたレギュレーションに違反した場合、見落とした団体及び個人の責任として問題が取り扱われる可能性がありますので、ご了承ください。

### 新入生歓迎・新規構成員勧誘活動の定義

「新歓」という語には複数の意味合いが含まれます。本レギュレーションで取り扱う新入生歓迎・新規構成員勧誘活動(以下「新歓活動」)の定義は、次に示す一切の企画及び行為です。尚、本定義において実施場所や媒体及び各団体の宣伝有無は問いません。

- ・団体非構成員を主な対象とした企画
- ・団体非構成員が団体の活動に参加する企画
- ・団体非構成員を対象とした団体の説明会
- ・団体非構成員が団体構成員及び非構成員と交流する企画
- ・団体非構成員に対し団体の入会を促す行為
- ・団体非構成員に対し団体の情報を提供する行為
- ・その他当事者が新歓活動の一環と認識して参加した一切の行為
- ・新歓委員会が新歓活動であると判断した活動

次に示す企画・行為は新歓活動としてみなしません。但し、各活動の内部で先述した新歓活動に含まれる企画・行為を行う場合、当該企画部分のみ新歓活動として取り扱います。

- ・大学生に限らず社会人や地域住民、中高生など、広い範囲の人々を対象にした企画・行為

## 新歓活動の規制

新歓特例許可団体を除き、新歓活動において以下の行為を行うことを禁止します。

- ・横浜市立大学の敷地内での新歓活動
- ・横浜市立大学の名称を使用した新歓活動
- ・団体名やアカウント名に横市や YCU を冠するなど、横浜市立大学公認団体と誤認させる
- ・横浜市立大学のロゴマークやヨッチー等、横浜市立大学の知的財産を使用した新歓活動

## 新歓特例許可団体

次に示す団体は、新歓特例許可団体(以下「許可団体」)として取り扱います。許可団体の一覧は公示します。

- ・公認団体(第 1 号新歓特例許可団体)
- ・その他新歓委員会に申請し個別に許可した団体(第 2 号新歓特例団体)

公認団体は横浜市立大学からの情報提供に基づき、自動で第 1 号新歓特例許可団体として登録されます。

第 2 号新歓特例許可団体の許認可においては、許可団体の権利及び規制類を一部制限もしくは緩和した条件付き許可とする場合があります。

許可団体の資格を欠格した場合、再度その資格を得るまでは許可団体として取り扱われません。

## 新歓活動を行える期間

新歓活動を次の期間に行うことを禁じます。

【在学生(大学及び専門学校及びそれに類する学校に現に在籍する者)対象】

新歓活動を禁止する期間を設けません

【新入生(大学及び専門学校等に入学予定である全ての者)対象】

入学年度の横浜市立大学の入学式が終了する前

但し、次に示す形式の新歓活動は「先行新歓活動」と規定し、先述した期間の定めによらず行うことができます。

- ・双方向型ではないインターネット上での新歓活動

- ・新歓委員会が管理するオンラインコミュニティ内での新歓活動

先行新歓活動においては、以下の行為を禁止します。

- ・団体による連絡先の収集行為(問い合わせ受領に伴う連絡先の受領を除く)

## 迷惑行為

次の行為は迷惑行為と規定し、一律に禁止します。

- ・学生同士が自発的に作成した LINE グループやそれに類似する連絡網において、グループにおける第三者となる者が、グループ内で新歓活動を行ったり、グループ構成員に新歓活動を依頼したりする行為
- ・団体から団体非構成員に対してダイレクトメッセージやメール、リプライ等のメッセージ類を、受領する者による明確な同意を事前に受けず送信する行為(団体非構成員から受領したメッセージに返信する行為を除く)
- ・個人から、個人の属する団体の非構成員であり、個人と交友関係を持たない者に対して、新歓活動の実施を目的としたダイレクトメッセージやメール、リプライ等のメッセージ類を、受領する者による明確な同意を事前に受けず送信する行為(団体非構成員から受領したメッセージに返信する行為を除く)
- ・事前の同意の如何を問わず、メッセージを受領した者が不快に思うメッセージの送信
- ・飲食物を許可なく配布及び販売する行為(行政又は保健所の許可を受けた飲食店で食事を行うことを除く)
- ・飲食物を包装されていない状態で配布及び販売する行為
- ・物品の贈与や体験、食事会への招待など、団体非構成員に対する一切の行為に対して、金銭や入会の確約など、見返りを要求する行為
- ・法令や条例、横浜市立大学学則、自治会各種規定及びそれに類する一切の規定類に違反する一切の行為
- ・個人が特定できる顔写真や名前等の個人情報、個人本人の許可なく公開する行為
- ・宗教勧誘やマルチ行為等、勧誘や交流、団体の活動の紹介を目的としない行為
- ・攻撃的な発言やセクシャルハラスメントなど、公序良俗に反する一切の行為
- ・学外での声掛け等団体非構成員からの自発的ではない新歓活動を行う行為
- ・団体非構成員が本人の意思により新歓活動の場から去ることを委縮させる一切の行為

本規定は次の事項を回避することを目的として設定されています。

- ・マルチ商法や詐欺などを展開する悪質な団体と新入生が接触すること
- ・政治系団体や宗教系団体と新入生が非明示的及び新入生の意思に反して接触すること
- ・団体・個人間にトラブルが発生し、新入生の学生生活に支障が生じること

## 実地での新歓活動についての注意

実地で新歓活動を行う場合、保険の適用や新入生保護のため、次の事項を遵守してください。

- ・参加者の学籍番号と名前、参加日を控える(体験会など活動に参加する際に限る)
- ・活動終了後の自主的な集まりへの参加を強制しない
- ・参加者の意向による途中退出を拒まない

## ビラについて

新歓活動の一環とみなされるビラ及びそれに類する物品の配布は一切禁止します。(後日詳細な規定が策定され、許可される可能性があります)

## ポスターについて

本校舎及びシーガルセンターの掲示板、YCU スクエア 1F の課外活動掲示板へのポスター掲示は、横浜市立大学の規定に従ってください。

尚、横浜市立大学の規定のルールに違反する行為が確認された場合、新歓レギュレーション違反とみなす場合があります。また、横浜市立大学の規定に基づく申請を行ったポスターの掲示であっても、その内容に本レギュレーションに違反する内容があった場合、新歓レギュレーション違反とみなす場合があります。

掲示するポスターには、可能な限り SNS やメールアドレスなど、連絡先を記載してください。

## オンラインでの新歓活動について

オンラインで新歓活動を行う際は、以下に示す事項を遵守してください。

- ・具体的な住所など必要以上の個人情報を収集しないこと
- ・新入生間の LINE グループ等で新歓活動を行うこと
- ・Zoom 等の新歓活動において、参加者のプライバシーに配慮し、秩序とセキュリティを保つこと

## 全体について

- ・中央委員会執行部や新歓委員会が許認可を行う際は、必ず何らかの連絡または通達を行います。応答がない場合は許可したと判断しないように願います。
- ・可能な限り速やかに返信を行うよう努めますが、3 日ほど返信がなかった際は、リマインド

をお願いします。

- ・新歓関連業務の支障となる過剰なお問い合わせ及びご連絡への対応は、その対応を取りやめることに支障がなく、客観的に見て合理的であると判断した場合、中断することがあります。
- ・新歓特例許可団体が他大学の学生を対象とした新歓活動等においてトラブル等が発生した場合、当該大学の法人や自治団体と連携し、その状況に応じて新歓レギュレーションに照らし合わせて何らかの対応を取る場合があります。

## ペナルティ

ペナルティの設定は次の目的があります。

- ・新入生の直接的な保護(新入生と団体を引き離して新入生の安全を確保するなど)
- ・新入生の間接的な保護(入会を検討する際の判断材料の一つとして情報提供するなど)
- ・他団体との公平性確保(不適切行為で優位に立った分を他団体と補正するなど)
- ・不適切行為の抑止(本レギュレーションの遵守促進)

以上の目的のため、本レギュレーション設定団体及び横浜市立大学は、本レギュレーションに違反した団体及び個人に対し、違反の程度に応じて次のペナルティを科すことがあります。

- ・団体の解散命令
- ・団体の公認取り消し
- ・部活動のサークル降格・連合会除名勧告
- ・団体の活動停止
- ・部室の利用停止
- ・学内施設予約の取り消し
- ・違反団体名・違反者氏名及び違反内容の公表
- ・違反団体名・違反者氏名を伏せて違反事案が発生したことの公表
- ・その他本レギュレーション設定団体及び横浜市立大学が協議し決定したペナルティ

## 新歓関連企画のレギュレーションについて

新歓活動に関連した各連合会・自治会組織主催の企画については、本レギュレーションとは別途に規定を定めます。各企画において生じたトラブルは、原則として各企画で設定された規定に基づき所管団体に対応するものとします。